

鳴門教育大学附属図書館運営委員会規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 73 号

改正 平成19年 6 月 27日規程第59号
平成20年 3 月 17日規程第31号
平成21年 3 月 31日規程第45号
平成22年 3 月 24日規程第55号
平成26年 3 月 24日規程第34号
平成28年 2 月 10日規程第15号
平成29年 3 月 8 日規程第61号
平成31年 3 月 13日規程第56号
令和 6 年12月 3 日規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学附属図書館規則（平成16年規則第7号）第5条第2項の規定に基づき、鳴門教育大学附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 児童図書室長
- (3) 副専攻長
- (4) 学術情報推進課長
- (5) その他附属図書館長の推薦に基づき学長が指名する者

(任期等)

第3条 前条第1項第3号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第5号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属図書館の運営の基本方針に関する事項
- (2) 図書館システムの企画立案及び実施計画に関する事項
- (3) 附属図書館に係る規則、規程等に関する事項
- (4) 附属図書館に係る予算及び概算要求の基本方針に関する事項
- (5) 教育及び研究の活動と図書館活動との関係に関する事項
- (6) 他の関係機関との相互協力に関する事項

- (7) 図書館資料の選定及び調整に関する事項
 - (8) 児童図書室の運営及び児童図書選定等に関する事項
 - (9) 附属図書館の内部質保証に関する事項
 - (10) その他附属図書館長が必要と認める事項
- (議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務部学術情報推進課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第2条第1項第3号から第7号及び第9号により最初に選出された委員の任期は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程に基づき委員となった者のうち、委員長が指名する者の最初の任期は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、これによる補欠委員の任期は、第3条第1項ただし書きの規定にかかわらず2年とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。